

(一社)沖縄県作業療法士会 休会手続きについて

【来年度(2018年度)の休会手続きについて】

休会は、1年度毎となっており、2018年度(2018年4月1日～2019年3月31日)に休会制度の利用を希望される会員は、下記の書類を 2018年1月31日(火)消印有効で沖縄県作業療法士会事務局まで郵送でご提出ください。

提出資料

①休会届用紙(沖縄県作業療法士会のホームページよりダウンロードしてください)

※会員届用紙に休会届記載欄があります。

②休会理由の根拠となる第三者による証明書(様式は問わない)

提出先：(一社)沖縄県作業療法士会 事務局

〒903-0804 那覇市首里石嶺町 4-373-1

沖縄県総合福祉センター内 西棟 2階 小規模団体室内

TEL：098-988-3711 FAX：098-988-3712

【休会届の記載方法】

休会申請の前提条件

- ・申請年度までの会費が完納されていること
 - ・過去の休会期間が5年間に達していないこと
- (上記2点に該当している方に限り、休会の申請手続きができます)

①休会理由について該当するものに○をしてください。

②休会期間(1年間)について記載してください。

③休会届と共に、証明書が必要です。

【出産・育児の場合】

- ・出産を証明する母子手帳の写しなど(会員名が記載されているページ：(例)母子手帳の表紙)
- ・職場から産休・育児休暇に関する書類や通院している産婦人科からの妊娠証明書など

【介護】

- ・要介護状態を証明する書類の写しなど

【長期の病気療養】

- ・医師の診断書の写しなど

【その他】

・一時的な休職や退職を余儀なくされ、収入がない（もしくは減少する）状態になる事の証明書類（職場の休職証明書など）の写し

※ご不明な点がございましたら、県士会事務局までお問い合わせください。

※休会延長の際も、新規手続と同様に休会届と添付書類が必要です。

基本、休会の延長手続がなかった場合、次年度自動復会となります。

休会の次年度退会を希望される場合は、退会届の提出をお願いします。

【今年度(2017年度)の休会者について】

(一社)日本作業療法士協会と同様、休会は1年度毎となっており、休会期間延長の手続を行わないと、2018年度より自動的に復会となります。

1) 休会期間の延長を希望される方

2018年度(2018年4月1日～2019年3月31日)に休会制度の利用を希望される会員は、下記の書類を2018年1月31日(消印有効)で沖縄県作業療法士会事務局まで郵送でご提出ください。

提出資料 ※今年度と同じ理由での休会延長希望でも、再提出が必要です

①休会届用紙(沖縄県作業療法士会のホームページよりダウンロードしてください)

※会員届用紙に休会届記載欄があります。

②休会理由の根拠となる第三者による証明書(様式は問わない)

2) 休会期間の延長を希望されない方

特に手続は必要ありません。

2018年4月1日～自動的に復会となります。

【休会決定通知について】

休会の検討は、2018年2月の理事会にて承認を行いますので、3月上旬頃に「休会決定通知」が届く予定です。